

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第117号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項本文中「に規定する指定訪問看護，老人保健法第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護」を「及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）第78条第1項に規定する指定訪問看護」に，「第7条第8項」を「第8条第4項」に，「同条第10項」を「同条第6項」に改める。

第5条第1項中「第7条第14項」を「第8条第10項」に，「同条第23項」を「同条第26項」に改める。

第8条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）により算定した額
- (2) 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第67号）により算定した額

第8条第1項第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する特定介護保険施設等及び特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年9月7日

厚生労働省告示第411号)に掲げる額

- (6) 介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成17年9月7日厚生労働省告示第412号)に掲げる額

第8条第3項第2号中「第63条第2項第1号」の右に「及び高齢者医療確保法第64条第2項第1号」を加え、「同項第2号」を「健康保険法第63条第2項第2号及び高齢者医療確保法第64条第2項第2号」に改める。

別表第3京都市立病院の項中「

半日人間ドック利用料	1回	38,000
------------	----	--------

」を

半日人間ドック利用料	1回	36,000
		婦人科検診を受けるときは、4,000円を加算した額
		喀痰 ^{かくたん} 検査を受けるときは、2,000円を加算した額
		前立腺 ^{せん} 特異抗原検査を受けるときは、1,800円を加算した額

に改め、

同表京都市立京北病院の項を次のように改める。

京都市立 京北病院	個室専用料		1日	2,500	
	訪問看護 加算料	健康保険法第88条第1項及び高齢者医療確保法第78条第1項に規定する指定訪問看護	時間内	1日	利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,000円を加算した額
			時間外	30分	第8条第1項第3号又は第4号の規定により算定した額に4分の1を乗じて得た額(利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,250円を加算した額)
			深夜	30分	第8条第1項第3号又は第4号の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額(利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,500円を加算した額)
		介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護	30分	第8条第1項第5号の規定により算定した額に4分の1を乗じて得た額	
	半日人間ドック利用料		1回	36,000	
				婦人科検診を受けるときは、4,000円を加算した額	
			喀痰 ^{かたん} 検査を受けるときは、2,000円を加算した額		
			前立腺 ^{せん} 特異抗原検査を受けるときは、1,800円を加算した額		

別表第3備考9を削り、同備考10中「第7条第8項」を「第8条第4項」に改め、同備考中10を9とし、11を10とし、同備考12中「37,000円」を「35,000円」に改め、同備考中12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(京都市立病院管理課)